

第 5 回

熊本県議会

# 建設常任委員会会議記録

平成28年1月29日

閉 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

## 第 5 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成28年1月29日（金曜日）

午前10時0分開議

午前10時55分閉会

本日の会議に付した事件

報告事項

- ①品確法の取組状況について
- ②熊本広域大水害からの復旧・復興の状況
- ③土砂災害警戒区域等の指定状況及び土砂災害危険住宅移転促進事業の進捗について
- ④旭化成建材等が施工した杭問題について
- ⑤落橋防止装置の溶接不良について
- ⑥熊本県道路メンテナンス会議について

出席委員（6人）

委員長 増 永 慎一郎  
 委員 城 下 広 作  
 委員 森 浩 二  
 委員 濱 田 大 造  
 委員 楠 本 千 秋  
 委員 河 津 修 司

欠席委員 副委員長 緒 方 勇 二

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

土木部

部 長 猿 渡 慶 一  
 政策審議監 原 悟  
 道路都市局長 手 島 健 司  
 河川港湾局長兼  
 土木技術審議監 鈴 木 俊 朗  
 建築住宅局長 田 邊 肇  
 監理課長 成 富 守

用地対策課長 久 保 隆 生  
 土木技術管理課長 緒 方 進 一  
 道路整備課長 宮 部 静 夫  
 道路保全課長 高 永 文 法  
 首席審議員兼  
 都市計画課長 松 永 信 弘  
 下水環境課長 宮 本 秀 一  
 河川課長 村 上 義 幸  
 港湾課長 平 山 高 志  
 砂防課長 原 田 高 臣  
 建築課長 清 水 照 親  
 営繕課長 深 水 俊 博  
 住宅課長 上 妻 清 人

事務局職員出席者

議事課主幹 東 昭 宏  
 政務調査課主幹 法 川 伸 二

午前10時0分開議

○増永慎一郎委員長

それでは、ただいまから第5回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に2名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたします。

それでは、本日の議題に入ります。

執行部から報告の申し出が6件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いいたします。

それでは、関係課長から説明をお願いします。

○成富監理課長 それでは、お手元の資料の報告事項の1をお願いします。

品確法の取り組み状況についてです。

上の主なポイントの欄でございますけれども、平成26年6月4日に、いわゆる品確法が公布、施行されております。平成27年4月1日に、品確法運用指針に基づく発注関係事務の運用が開始されています。

今回、その中で、下の欄にありますように、必ず実施すべき事項が左側、実施に努める事項が右側に書いてあります。これが、今回の品確法で発注関係事務ということで発注機関にするように求められた事項でございます。

まず、左側の必ず実施すべき事項につきましては、予定価格の適正な設定が1つ、2番目として、歩切りの根絶、3番目として、低入札価格調査基準または最低制限価格の設定の活用、その中に、2つ目のポツですけれども、予定価格は、原則として事後公表ということが運用指針で示されております。ただ、県としましては、現時点では、事前公表を継続している状況でございます。4の適切な設計変更、5、発注者間の連携体制の構築が発注者に必ず実施すべき事項として規定されております。

右側に行きまして、実施に努める事項として2点、1つが、発注や施工時期の平準化、2つ目として、受注者との情報共有、協議の迅速化が求められております。これに対する県、市町村の状況を、次の2ページ目で取り組み状況を御説明させていただきます。

それではまず、必ず実施すべき事項の1つ、2つ目の予定価格の適正な設定と歩切りの根絶ですけれども、県、市町村とも現時点では歩切りを行っている市町村はございません。県は、4月1日から設計金額と同額としております。市町村も、平成27年8月1日現在では、全市町村、歩切りを行っていない状況でございます。

ただ、1つ今言われておりますのが、予定価格の適正な設定につきましては、一部の市町村等では、まだ一定率を掛けて設計金額を設定している市町村もあるやに聞いておりますので、それは予算の関係上そうしているというような状況もありますので、その辺については、しっかりまた市町村のほうに働きかけをしていきたいと思っております。

3、低入札価格調査基準または最低制限価格の設定、活用ですけれども、県は、5億未満等におきまして、おおむね公契連モデル、国が定めている基準でございますけれども、それに準拠して、おおむね90%にしております。ただ、管内市町村の状況ですけれども、平成27年7月1日現在で準拠している市町村は26、準拠していない市町村、おおむね90%以下にしている市町村が19団体まだございますので、引き続き、これらの市町村については適正な設定をするよう、働きかけをしていきたいと思っております。

4の適切な設計変更ですけれども、県の状況としましては、設計変更ガイドラインと一時中止ガイドラインをそれぞれ、1つ目のポツですけれども、平成27年3月に策定しております。平成27年10月には、土木設計業務等設計変更ガイドラインを策定しております。平成27年10月及び12月には、工事ガイドラインを一部改訂し、指示書に変更概算額を明示すること、一時中止などにより工期短縮する場合による経費増加も設計変更の対象であることを明示している状況でございます。

続きまして、5の発注者間の連携体制の構築としましては、1つが、熊本県公共工事契約業務連絡協議会で、各発注者、市町村の契約担当課長等が参加する会議等で、品確法またはそれに伴う運用指針等について、周知徹底をしている状況でございます。

もう一つが、公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会熊本県部会を設置しております。ここにおいても、8月から9月の間に、

公共工事の品質確保に向けた平成27年アクションプランの取り組み及び総合評価方式の必要性の周知と意識啓発をしている状況です。

右側に行きまして、実施に努める事項ですが、発注や施工時期の平準化につきまして御説明します。

1つ目が、予算執行の工夫ということで、ゼロ県債を積極的に活用し、早期発注による年度前半の端境期の事業量を確保しております。

状況としましては、平成27年に過去最大の規模のゼロ県債の設定額を30億としております。もう一点が、早期発注制度の積極的活用ということで、年度当初からの予算執行が可能になるように、国に対して、4月1日付の交付決定を積極的に申請するようにしております。

2点目の契約上の工夫としましては、ポツの1つ目ですけれども、受注者の工事施工体制の整備に配慮するため、契約工期に工事着手まで最長で3カ月間の余裕期間を見込んだ早期契約制を導入しております。

続きまして、(注1)のほうですけれども、公共工事予算の大半を占める交付金事業、県事業の大体3分の2が交付金事業でございますけれども、ゼロ国債制度が適用されないため、平準化対策に活用できない状況です。このため、国に対して、交付金事業についてゼロ国債制度を適用するように働きかけている状況でございます。

(注2)のほうですけれども、財務省・財政審分科会で、未契約繰越・不用額を社会資本整備総合交付金等の配分で加味すべきとの議論がっております。繰り越し制度の積極的な活用は、そういう状況で現在見合わせている状況でございます。

県の繰り越しというのは全国でも多いほうでございますので、こういう状況で今のような国の議論がありますと、当初予算での国の交付金の配分が減額される可能性があるとい

う状況になっております。

2の受注者と情報共有、協議の迅速化ですが、ワンドレーレスポンスということで、現場で発生する諸問題に対して迅速に対応し効率的な工事施工を行うため、受注者からの協議等に対して、原則1日以内に回答するようにしています。

また、平成20年度からは、情報交換共有システムを導入し、発注者と受注者間で、インターネットを介して、工事施工の協議など情報交換共有を徹底するようにしている状況でございます。

以上が県の取り組み状況でございます。

続きまして、報告事項の2でございます。

熊本広域大水害からの復旧、復興の状況です。

1の進捗状況ですけれども、枠内でございますけれども、(1)災害復旧事業、災害関連事業ともう既に完成済みでございます。河川、砂防については、平成27年度中に完成予定です。

(2)の激甚災害対策特別緊急事業、災害関連緊急砂防事業につきましては、白川は86.2%、黒川は56.0%の進捗率であり、砂防の災害関連緊急砂防事業は100%で、激甚災害対策特別緊急事業では73.6%の進捗率となっております。引き続きスピード感を持って推進していくこととしております。

2の熊本広域大水害関係予算の推移と見込みでございます。

ポツの1つ目、熊本広域大水害に係る総予算は576億です。

ポツの2つ目、平成26年度までに約76%の437億を、平成27年度までに約89%の513億を予算化しております。

ポツの3つ目の砂防激特は平成27年度まで、河川激特は平成28、29年度まで予算化し、執行していくこととしております。

監理課の説明は以上です。

○久保用地対策課長 用地対策課でございます。

引き続き、報告事項2の資料、3、用地取得及び工事の進捗状況について御報告させていただきます。

まず、(1)熊本市内の白川の河川改修につきましては、用地は、面積ベースで99%近くまで取得が進んでおりまして、平成24年12月からの3年間で、240戸の家屋移転も含めまして、かなりのスピードで進めることができました。地域の皆様の御理解、御協力のたまものと考えております。

ただ、残る案件は、権利者数で1%以下にまで絞られておりますけれども、数十回に及ぶ交渉にもかかわらず、解決に至っていないものなど、難しい案件ばかりとなっております。もちろん任意解決を目指してはおりますが、激特事業期間内の完成を考えまして、小碓橋から下流の国直轄区間における激特事業とも連携しまして、やむを得ない場合に備えまして、土地収用手続の準備も進めております。

工事のほうは、小碓橋から順次上流に向かって進めておりまして、昨年夏に御視察いただきました龍田陳内4丁目のショートカット区間も含めまして、平成29年度予算での全体事業完了を目指しているところでございます。

次の資料裏面になります、(2)阿蘇の黒川の改修状況について御説明いたします。

改修の考え方並びに遊水地、輪中堤、宅地かさ上げといった手法につきまして、地元の皆様の御理解をいただいた後、平成26年度から用地確保に着手しました。契約状況は、表に記載のとおりでございます。

2つの遊水地で契約率に差がありますのは、小倉遊水地が災害前の平成23年度から事業に着手しておったためでございます。また、狩尾地区の輪中堤で用地買収に着手しておりませんのは、地域住民の皆様に内水被害

の懸念がございまして、協議に時間を要しているためでございますが、来年度早々にも用地取得を開始する予定でございます。

また、宅地かさ上げにつきましては、対象建物にお住まいの皆様の御希望を踏まえて、今年度から平成29年度までの3年間で完了させる計画で進めておりますけれども、実際のかさ上げを目にして安心いただいたのか前倒しして実施したい旨の御希望もふえておりまして、可能な限り前倒しして対応いたしたいというふうに考えております。

全体としては2年弱の期間内の中では順調に進捗していると考えておりますが、今後とも激特事業期間内の事業完了を目指して積極的に進めてまいります。

また、工事のほうですが、今回の治水対策実施後も浸水リスクが残る区域における建築制限を行うため、昨年1月、阿蘇市において条例を定めて、災害危険区域を指定していただいております。並行して、平成29年度予算による事業の完了を目指しまして、河川区域内や用地取得済みの箇所におきまして、順次工事を本格化しているところでございます。

最後に、資料右側、(3)砂防事業の状況でございます。

予定30カ所のうち、23カ所については既に用地取得が完了しておりまして、残る7カ所のうち4カ所は一部取得済みで、年度内に完了する見込みでございます。ほかの3カ所は設計等に時間を要しておりまして、設計完了次第、速やかに用地取得を進める予定でございます。

工事のほうは、既に9カ所で工事が完了し、一部用地取得済みの4カ所も含めまして、18カ所で施工中でございます。このうち、9カ所が本年度中に完成する予定でございます。施工予定の3カ所につきましては、設計が固まり次第、用地取得、工事発注と進めてまいります。

阿蘇、熊本両地域とも、被災した住民の皆

様の不安を取り除き、安全、安心な環境を確保していくため、激特事業の期間を念頭に置きながら、早期に事業を完了するよう進めておりますので、今後とも、委員各位の御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

○原田砂防課長 砂防課でございます。

報告事項の3をごらんください。

1 ページをお願いします。

まず、土砂災害警戒区域等の指定状況について御報告します。

土砂災害から住民の生命等を保護するためには、土砂災害のおそれのある箇所の周知、警戒避難体制の整備強化や住宅等の立地抑制等のソフト対策を進める必要があります。本県においては、平成28年度完了を目標に土砂災害警戒区域等の指定業務を進めております。

平成28年1月末の進捗状況は、1万962区域の指定が完了し、指定率は57.7%となっています。

1に、調査から区域指定までのフローを示していますが、まず、航空写真等をもとに地形図を作成し、土砂災害のおそれのある警戒区域、特別警戒区域を設定し、基礎調査の結果として公表します。その後、住民説明会、市町村長の意見聴取を経て、区域の指定、告示となります。

2に、指定状況の推移を表にしております。

なお、最終の指定区域数は現在1万9,009としておりますが、今後の基礎調査の結果により増加する可能性があります。

また、3として、基礎調査の状況を記載しておりますが、指定までは至っていないものの、基礎調査の結果のみ公表している区域が3,726ありまして、先ほどの区域指定数と合わせて1万4,688区域を現在公表しています。

裏面2ページをごらんください。

次に、土砂災害危険住宅移転促進事業の進捗について御報告します。

土砂災害から住民の生命、身体を保護するために、今年度、土砂災害危険住宅移転促進事業を創設し、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンにお住まいの方の安全な区域への移転促進に取り組んでおりますが、平成28年1月末現在で、八代市ほか6市町村の計7件に対して交付決定いたしております。

1の(1)に7件分を表にしておりますが、このうち、産山村と多良木町については、がけ地近接等危険住宅移転事業を併用し、補助しております。その他15件ほど相談がっております。

2の市町村の取り組み状況は、交付要項策定済みが20市町村、策定中または検討中が19市町村となっています。

なお、未着手の6市町村についても、早期策定に向けて働きかけてまいります。

3として、移転事例の1つを御紹介しますが、この事例では、多良木町の山間部にお住まいの高齢の女性が町内の中心部にお住まいの娘夫婦宅に移転されます。既存住宅の除却費用をがけ近事業で補助し、移転先にはリフォーム費用を住宅移転事業で補助しています。

報告は以上です。

○清水建築課長 建築課でございます。

報告事項4をお願いします。

旭化成建材等が施工したくい問題についてです。

旭化成建材が施工し、くい施工データ流用が判明していた県内の3件については、国と連携して内容の確認を行い、安全性を確認したと国から公表されました。

なお、ジャパンパイルが施工した1件については、所管する特定行政庁が現在安全性の確認を行っています。

また、水俣市から公営住宅1件、熊本市か

ら公共施設1件につきまして、データ流用があったとの報告がありましたので、県や熊本市から、元請業者等に対して、安全性確認の結果報告を求めているところです。

1の県内のくい施工データの流用があった物件の内訳ですが、くい施工業者別、用途別の状況は、表に示しているとおりとなっています。

2の今後の対応ですが、国が設置した対策委員会の中間取りまとめを受けて、今後、国において講じられる措置等を踏まえながら、適切に対応してまいります。

建築課は以上でございます。

よろしくお願いたします。

○宮部道路整備課長 道路整備課でございます。

報告事項の5をお願いいたします。

落橋防止装置の溶接不良について御報告をいたします。

昨年12月22日、国土交通省から、大地震の際に橋桁の落下を防ぐ落橋防止装置と呼ばれる装置の製作に携わった会社の技量不足等が原因で、溶接不良によるふぐあいの可能性が高いと疑われる製品が、県が管理します橋梁にも使用されているという情報提供がございました。

この情報提供を受けて、県のほうで確認をした結果、港湾課が管理する橋梁も含め、県管理の8橋の落橋防止装置について、溶接不良によるふぐあいの疑いがあることが判明したため、今月、施工を行った元請会社に対し、検査を行い、不良であった場合には補修、補強等を行うよう依頼をいたしました。

まず、落橋防止装置の機能についてでございますが、落橋防止装置は、阪神淡路大震災級、震度7以上の地震の際に、橋桁を支える支承と呼ばれる部材等が破壊された場合に初めて機能するものでございます。上部構橋桁の落下を防止する目的で、フェイルセーフと

して設置をされております。

下に示しております図を使って、もう少し詳しく御説明させていただきます。

左の図のように、通常時や設計の想定内の地震動を橋が受ける場合には、上部構造と言われる橋桁とこれを支える橋脚等とを余裕を持った状態で連結しており、力は全く作用しておらず、機能しておりません。しかし、万が一阪神淡路大震災級の大規模地震が発生した場合、支承や変位制限装置が損傷した場合には、右の図のように初めて装置が機能することとなります。したがって、もし仮に溶接不良となる製品が用いられていたとしても、日常の通行の安全性は確保されております。

次に、3の溶接の事例のところですが、本来、引っ張る力を受ける継ぎ手部分は、2つの部分を完全に一体化するよう溶接を行わなければなりません。しかし、技術者の技量不足等により、中心付近に溶接不足が生じるなど、十分に溶け込みができておりませんでした。

今回、県は、溶接不良のある製品を将来にわたって管理する上で、耐久性や不確定要素を考慮し、品質を確保するという点から、補修、補強等が必要であると判断したために、調査を行うこととした次第でございます。

4の再発防止につきましては、国土交通省が設置している落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会が昨年取りまとめました中間報告書を踏まえ、今後、国土交通省において講じられる再発防止等を参考に、県としても適切に対応していく予定でございます。

最後になりますが、同様の落橋防止装置が設置されている県管理橋は全体で57橋ございます。今回調査等を依頼しました8橋以外の49橋につきましては、義務づけられた5年に1度の定期点検時に合わせて溶接部の検査を行うことで、安全性の確認を行うこととしております。

裏面には、今回調査を依頼しました橋梁を記載しております。

なお、調査を依頼した8橋につきましても、溶接不良による不良品と断定されたものではなく、今回の調査で確認を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

○高永道路保全課長 道路保全課でございます。

報告事項6、熊本県道路メンテナンス会議について御報告いたします。

まず最初に、この会議の概要について説明いたします。

裏面の参考をごらんください。

この会議は、平成24年12月に発生した山梨県中央道笹子トンネル天井板落下事故を契機として、5年に1度の近接目視点検が法定義務化されたことに伴い、メンテナンスサイクルを構築するための地方公共団体の取り組みを支援するために、各県単位で設置されております。

熊本県道路メンテナンス会議は、平成26年5月29日に設置されており、会議の目的、主な所掌事務、組織は、記載のとおりです。

それでは、26日に開催されましたメンテナンス会議の内容について報告いたします。

表面をごらんください。

開催日、開催場所、出席者は、1から3に記載のとおりです。

次に、4、会議の主な内容について説明いたします。

まず、(1)平成26、27年度点検の進捗状況等についてですが、橋梁、トンネル、シェッド、大型カルバート等の管理施設数を管理者ごとに記載しております。

また、平成26年度点検数、平成27年度から平成30年度までの点検予定及び平成27年度末における点検進捗率を記載しております。平成26年度は初年度で、平成30年度が5年目と

なり、全管理施設数を5年のうちに点検する計画としています。

平成26年度点検数の欄にあります区分Ⅰから区分Ⅳは、構造物の健全性を示す評価基準で、その基準の詳細を表の下に説明しております。

橋梁、トンネル、シェッド等に区分Ⅳ及び区分Ⅲの施設があります。これらの施設への対応につきましては、(2)平成26年度点検の区分Ⅲ、Ⅳ施設への対応についてに記載のとおりです。

表に戻りまして、トンネルのうち、県・公社の行を見ていただきたいのですが、平成27年度末における点検進捗率がゼロとなっております。これは、笹子トンネル事故後の平成25年度に全トンネルの点検を行い、その結果をもとに、緊急性の高い順に補修工事に着手しているため、法定点検の実施時期を5カ年間の後半である平成28年から30年に設定したためです。

続いて、(3)の平成27年度点検の区分Ⅲ、Ⅳ施設への対応についてですが、現時点では、区分Ⅳの報告はあっておりません。

今後も引き続き、構造物の健全性の程度に応じて適切な対応がとれるよう、情報を共有してまいります。

次に、(4)の個別施設計画、長寿命化計画または維持管理計画の策定についてですが、個別施設計画の策定状況等について、表のとおり情報提供がっております。

本県においては、一部を除いて計画の策定が済んでおりますが、市町村においては、橋梁の計画はおおむね策定が終わっておりますけれども、歩道橋及びトンネルの計画策定がおくれている状況です。

(5)のその他については、記載の項目について、紹介や情報提供がっております。

最後に、5、今後の取り組みについてですが、市町村は、予算不足、技術力不足、人員不足の課題を抱えているため、点検の進捗

率、早期または緊急措置段階施設への対応、長寿命化計画の策定等について、国、県に比べておこなっている状況であり、今後も引き続き、メンテナンス会議を通じて、国、県及びその他関係機関が連携して市町村の支援を行っていくこととなりました。

以上で道路保全課の報告を終わります。

○増永慎一郎委員長 以上で説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○城下広作委員 まず、資料1の部分で、適切な設計変更の部分のガイドラインの分なんですけれども、工事の分は昨年3月に、土木設計の分は昨年の10月にガイドラインを策定ということで、これをすることによって、従来は設計変更と認めていなかったけれども、設計変更になるようなことが多くなるというふうに考えられるんですかね。その割合とか、大体それがわかれば……。

○緒方土木技術管理課長 今回定めましたのは、設計変更ガイドラインまた委託の設計変更ガイドラインにつきましては、従来、請負契約書、それから共通仕様書等で定めてあったものをわかりやすくしたものでございます。ということで、これがあるからということで、新たに変更契約ができるようになったとかそういうことではございませんけれども、わかりやすくなったということで、効果としましては、契約関係が適正化されるとか責任の所在が明確になる、それから変更手続が円滑化される、それから、結果としてですけれども、目的物の品質が確保されるとか、将来的には担い手の中長期的な育成、確保ができるということで、わかりやすくなったということです。ある意味では、今まで変更できるものがあつたのに、そこに気づけなかつたというのものも、そこら辺が明示されると

ということで、そこら辺が適正化されるんじゃないかとは思っております。

○城下広作委員 大変大事なことで、業者というのはなかなか、まあ明らかに、例えば、委員会でも報告があつて、くいの長さが現場で変わったから、それは設計変更するということはよくよくあつて、それは当然のことだと思う。ただ、小さいというか、なかなか、いわゆる設計と実際に工事をする側の関係上、そういうことを申し出るというのがなかなか言いにくいとかいうことで、非常に業者側というのは設計変更を、逆に言えば、見てもらいたいけれども、なかなかそういう部分がいにくいという遠慮も大分あつたと思うんですよ。こういうガイドラインでしっかりと、これは正しく変更すべきだというような形とかいうことで定めることは大事だと思います。

特に設計の部分の業界なんかは、これは非常に、やっぱりもうありとあらゆるパターンを何通りも考えろと指示されれば何通りも考えるんですよ。ところが、最初に設計の段階では、計画は2回、3回という形で設計の積算をされても、実際の現場では、担当官と請け負う側の業者間では、それはもう信頼関係とか過去の関係とかいろんなことの部分で努力、企業のサービスということがたくさんあるわけですよ。こういうことで明確にしていけないと、やっぱり今までは、お互いの信頼関係また次の仕事の関係のために、しっかりサービス精神を民間は出そうということがありますので、しっかりこういうことを定めれば、ある意味では、第三者がいろいろ人が変わろうと、正しい形で変更するような流れを確保していただきたいと思っておりますので、この運用の部分で、例えば工事なんかは3月ですから、その効果といいますか、そういうトラブルが、逆に言えば、明確化して非常にありがたいという業者からの声なんかあるんです

か、上がっているんですか。

○緒方土木技術管理課長 今回は、特に、変更の中で変更金額を明示をするということで記載をさせていただきましたけれども、これまでやっぱり業者さんのほうから、このくらいの金額はいただけるだろうなと思っただけけれども、契約変更するときに最後で、実際見てみたら、えらい少なかったということで、いわゆる合意形成がなかなかできてませんでしたので、そういう意味では、発注者間で変更額というのがわかりますので、合意形成ができるんじゃないかと思って期待をしております。そういう声が、業界内あたりでお話をしているという声も出てまいります。

○城下広作委員 まあ、いずれにしても、そういうことをしっかりと合意形成ができるような形、今回から、また仕事をとったら事前に3者協議をしながら、この物件に関しては、こういう形で業者と設計者と行政と色々な形でやるということも、そういうとリンクしてくると思うんですね。だから、なるべくお互いが、ある意味では、思ったような形でちゃんとその対価を得るというように、スムーズになるような形でぜひ臨みたいというふうに思いますので、頑張ってくださいと思います。

委員長、そのまま続けてよろしいですか。

○増永慎一郎委員長 はい、どうぞ。

○城下広作委員 済みません。例の広域災害のことで、ほぼ99%、用地もいいんですけれども、ちょっと気になるのが、約1%といたしますか、収用までちょっと視野に入れにやいかぬというふうな分があるけれども、これは理由は何ですか。それと、ちょっとどこの地域か、地域というか、個人じゃなかなか断定できないが、大体どの辺のことなのかという

こととその相手の理由、こだわって絶対だめだという分、全然めどがもうつかないのか、強制収用まで行くのか、ちょっとその辺の状況を教えてください。

○久保用地対策課長 個人、法人が特定できる言い方はちょっと避けて言いませんけれども、1つが、価格不満というのがございます。川沿いに雑木林、現況、雑木林を持っていらっしゃるんですけれども、県としては、周辺の状況から宅地見込みという形で評価をさせていただいているんですが、本人としては、宅地評価しろという要求をされておりまして、2倍ほどの価格差がございます。平成25年度以降、20回以上、これは協議をずっと続けておるんですけれども、まだいまだ納得を得られないという案件がございます。

もう一つが、交渉を拒否、そもそもされている案件というのがございまして、平成6年度ごろの用地に対しては非常に協力いただいたんですけども、今回、事業説明等に関して非常にまだ不満があったのか、そもそももう会わないという態度です。平成25年度以降、これまで電話交渉も含めまして40回以上接触をしておるんですが、玄関の中にも入れてもらえない状態がまだ続いているということが1つございます。

そして、あと1つが、所有権がそもそもわからないという案件でございまして、生産農業協同組合という名義の土地なんですけれども、法人登記もありませんで、住民や農業関係者に聞いてもわからない。法人の実態どころか、実際にあったのかどうかもわからないということにして、土地を占有管理している人もいない、そういう、このままでは契約も登記もできないということで、収用手続きによらざるを得ないのではないかと考えております。

そういったような案件がございます。

○城下広作委員 法に基づいて全力で頑張ってください。

○久保用地対策課長 ありがとうございます。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○濱田大造委員 ちょっと基礎的なことを教えていただきたいんですけども、ゼロ県債に関してなんですけれども、平成21年から昨年度までの、27年までの金額が書いてあるんですけども、ゼロ県債という考え方自体、いつぐらいから出てきたのかと。それと、あと、今後どのくらいまで金額がふえていくのかなと、それを教えてください。

○成富監理課長 済みません、いつからというのはちょっと調べてみないとわかりません。後ほど御返事させていただきたいと思えます。

○濱田大造委員 大体でいいですけどね。

○成富監理課長 今後ですけれども、今ゼロ県債の予算自体が、もともと県では単県費なんですけれども、大体毎年100億あります。そのうち、ゼロ県債、前倒しで発注するというのは、何億までというのはちょっと難しい、ちょっとめどは立てていません。ただ、100億が大体予算の上限ですので、まあ、いろいろな可能性はあるけども、できるだけ伸ばしていきたい、国費のほうが債務負担行為ができないので、端境期の工事量を確保するならゼロ県債を活用するしかありませんので、できるだけこれを伸ばしていきたいと思えますけれども、ただ、伸ばすだけで予算を使っても執行ができないと一緒なので、やっぱり用地の絡みとかいろいろありますので、ちょっとどこまでというのは明確にはま

だ目標は定めていません。そういう状況でございます。

○濱田大造委員 ゼロ県債で30億ということは、これは銀行借り入れなんですかね。どういうふうになっているのか。

○成富監理課長 ゼロ県債は債務設定をしておりますので、契約はします。実際の支払いは、平成28年度予算で払っていくという形になります。

○濱田大造委員 わかりました。

○増永慎一郎委員長 よろしいですか。

○濱田大造委員 はい。

○増永慎一郎委員長 ほか、ないですか。

○濱田大造委員 あと1点、お願いします。

阿蘇のこの住宅かさ上げに関してちょっとお尋ねしたいんですけども、私は阿蘇にちょっと視察に行ったことがありまして、1件、その様子を見たんですけども、1件当たり3,000万から4,000万かかるということで、ちょっと政策判断として、何十年間に1回床上まで浸水するエリアがあると。それに対して3,000万、4,000万で、ちょっと何十億円ぐらいお金がかかるわけですけども、これはちょっと普通だったら自己責任ではないエリアだと思うんですけども、これを県と国から予算がおけるからやっているという説明を現場で受けたんですけども、ちょっと政策判断として、これは本当に必要な事業なのかなというふうに思ったんですけども、どういう政策判断でこういうことが決まったのか、教えてください。

○村上河川課長 今回のこの河川の激特事業

というのは、平成24年7月の熊本広域大水害、九州北部豪雨災害を受けて事業を進めているわけなんですけれども、その事業の目標、目的としましては、あの同規模の雨が今後降った場合でも床上浸水をさせないというのが一番大きな目標でございます。そのために、阿蘇地域では、地形条件もいろいろありますので、いろいろな工法を検討いたしました。川の河川改修だけではどうしても防げないということがありますものですから、1つは、遊水地をつくって川を流れる水の量を減らす手法をとりました。また、一定規模の集落等がある場合は、周りを輪中堤で囲んで、その地域の床上浸水をなくす対策というのを考えました。それ以外で、家屋が点在する場合は、どうしても河川改修でも防げない、輪中堤でも防げない。まあ、輪中堤との経済比較ということにもなりますけれども、いろいろな経済比較を行った末に、一戸一戸をかさ上げしたほうが一番経済的であるという検討結果を得て、この対策を決定したわけです。

それで、一応国のほうにも計画を認めていただいて、今国庫のほうから補助をいただいているということでございます。

以上です。

○濱田大造委員 まあ、現場に行ったらわかると思いますけれども、もう築、多分何十年もたったような家ばかりですね、あの辺は。僕は素朴にこういうことに税金を大量に使って果たして正しいのかなというふうに思いまして、これはもう国からの全部、全額交付金ですかね。

○村上河川課長 激特事業は、制度的には補助金となりまして、国費が55%、残り45%を県費のほうで負担している状況です。

以上です。

○濱田大造委員 了解しました。

○森浩二委員 さっき城下委員が言われた、この適切な設計変更ですか、これは農政にもあつとですか。というのは、農政は受益者負担があつとでしょ。変更したくてもでけぬ場合があつとです。でも、現場は変更してくれと言わるとですよ。だけん、業者負担になってしまうとたいな。受益者負担が上がらぬ。だけん、これは農政も同じようなガイドラインがあつとかなと。

○緒方土木技術管理課長 済みません、ちょっと農政部とはお話ししていませんので、また状況をお伺いしてからお答えしたいと思います。

○増永慎一郎委員長 よろしいですか。

○城下広作委員 それでは、報告の3の部分で、土砂災害の警戒区域の指定部分ですね、これはまず一応ちょっと基本的に確認したいんですけども、この区域に指定された、そうすると、指定されたところには、どちらかということ、行政側が1回声をかけるんですか、それとも向こうから相談があつたときに初めて動くんですか、まず一番その基本的なこと、済みません。

○原田砂防課長 今のは、済みません、確認させていただくと、区域指定を行う段階で住民に対してどうやっているかという……。

○城下広作委員 もう一回言います。いわゆる区域指定になって、対象者の家があつたら、お宅のところは危険だから、こういう制度を使って利用されて移転したほうがいいですよと声をかけるのか、全然向こうから申請主義でやるのかということ。どちらなのかということ。

○原田砂防課長 地域指定と今住宅移転事業、両方含めた質問ということですね。

まず、土砂災害警戒区域と基礎調査が終わって公表するときに、その後、区域指定に向けて住民説明会を行います。その段階で、その住民さんがいわゆるレッドゾーンと申しますか、特別警戒区域にかかっているかどうかというのはその段階でおわかりになるかと思えます。その時点で、こういう事業がありますよということで、土砂災害危険住宅移転促進事業、このPRもさせていただいております。その話を受けて、後ほど住民の方から市町村を通してうちに相談がある、それで、具体例を聞いて、まあ、該当するかどうかという判断をした上でお答えするというふうなことで今進めております。

○城下広作委員 なかなか、そういう自分のところが本当は危険箇所を対象になるんだけど、なかなかそれを言おうとしないというか、そこまで、何というかな、どうしようかもやもやしている方がいるときには、肩をたたいて、本当は危ない、ここは移転したがいい、明らかに行政の目で見ると、進めた方がいい場合もあるのではないかなと、そのバランスというか、感覚はどのくらい相手に伝わるのかなと思って、その今のやり方というのが……。

○原田砂防課長 土砂災害危険住宅移転促進事業は今年度初めて創設した事業なものですから、まずその内容を知っていただくということで、今私は区域指定に合わせてということをお願いしたんですが、その前に、昨年は、新聞広告とかいろんな説明会とかも通して、とにかくこの事業の内容を皆さんに周知するというところに力を入れてまいりました。

その中で、おっしゃったように、なかなか住民の方が知らないということも結構聞いたりしたものですから、それとあわせて、区域

指定を行うときにこれもPRするというのを今やっている状況でございます。

おっしゃったように、危険なところは行政側が肩をたたいて移転したらどうですかと、なかなか県のほうからはその辺の状況がわからないところがあるものですから、その辺は町にお願いして、町とも協力しながら、町のほうをやっぱりそれは移転してもらったほうがいいと判断された場合は、町のほうから声かけをされるようなやり方になるのかなと思っております。

○城下広作委員 まさに私もそう思います。そうしないと、なかなか本人たちも新聞全部とっているわけでもないし、そういう情報が入るわけでもないし、だけど、本当は危険で、あそこが、逆に第三者から見て、行政から見ても土砂災害が本当厳しいところだと、本当は移転してもらったほうがいいのだったら、やっぱり進めるべきだというふうに思います。

それで、幸いにして、今度それを進めて実際に申請した数で、こういう数があるんです。なかなか条件が合わなくて、厳しいと思いつつも条件が合わないで保留になっているところも結構あるんですよ。

それで、災害が起こって、ここで金額で300万とか800万もありますが、大体300万ぐらいでしょう。仮に災害が起こって災害復旧したら、すぐ何千万という工事で、そこはほとんど復旧するんですね。本当は危険なところは移動したほうがトータル的なコストとしては絶対安いというような格好になるのは、大体今までの経緯から見てわかると思うんですね。だから、ぜひやっぱり、この情報というのはある程度各行政のほうでも、本当に明らかに危険で、ただ本人がその自覚がないとか聞かないということは極力防ぐような形で頑張っていただきたいというふうに思います。

以上です。

○河津修司委員 それに関連していいですか。

実際のこの例として出ている金額の場合、実際のかかった費用のどれぐらいの割合になりますか。

○原田砂防課長 済みません、その実際どれぐらいかかったかというところは、今手元にはちょっとわかる資料がないものですから、後ほど調べて御回答させていただきたいと思うんですが……。

○清水建築課長 建築課のほうでございますが、がけ地近接等危険住宅移転事業を併用したのについては手元にありますので、ちょっと御説明させていただきます。

まず、上から4段目の産山村の例ですが、837万2,000円、一応補助をしておりますが、実際かかりました金額は2,865万7,000円になっております。そのうちの837万2,000円を補助したと。

それと、その下から2段目の多良木町の例ですが、380万2,000円補助しておりますが、これにつきましては、トータルの工事費は538万5,000円かかっておりまして、そのうちの380万2,000円を補助しているというような状況になっております。

○河津修司委員 これは、まず移転するほうの住宅は除去しなければならないということなんですか。

○原田砂防課長 住宅移転事業の要件として、そのレッドゾーンにある住宅を除去してもらう、これはもう条件となっております。

ついだという申しわけないんですが、住宅移転事業のみでやった中で、一番下に天草市の例があるかと思いますが、これについては最大300万まで補助ができるんですが、

203万1,000円と。これにつきましては、住宅の除去費用、それと、空き家のいわゆる賃料といいますか、家賃ですね、の1年間分合わせた額がこれだけと。ですから、トータルでかかった分がこれだけだということでおわかりいただけるかと思います。

○増永慎一郎委員長 よろしいですか。

○河津修司委員 いいです。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

なければ、ここで質疑を終了いたします。

次に、その他に入ります。

まず、私のほうから、さらなる委員会活動の活性化に向けた取り組みの一つとして、各常任委員会ごとに、1年間の常任委員会としての取り組みの成果を2月定例会終了後に県議会のホームページで公表することになっております。

委員会において審議された中で、委員から施策を推進する上でさまざまな課題や要望が提起され、県執行部において対応がなされておりますが、その中から、執行部の取り組みが進んだ主な項目を取り組みの成果として取り上げ、紹介する予定です。

委員会共通で、6月の第2回委員会から本日の委員会までの中で、委員から提起された要望、提案の中から取り組みの進んだ項目をピックアップし、次回の2月定例会の委員会までに掲載(案)を作成し、委員の皆様へお示ししたいと思っております。

時間がございませんので、この作成につきましては、項目のピックアップを含め、私と緒方副委員長に御一任いただいてもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○増永慎一郎委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

2月定例会に作成した案を皆様方にお示し

いたしますので、よろしく願いをいたします。

最後に、その他で委員の先生方から何かございませんか、その他で。

ちょっと1つ私から道路保全課にお伺いしたいんですが、以前から、今の県道の、ほとんど使わないような県道というか、余り交通量が多くない田舎のほうの県道なんですけれども、よく要望で、草とかその管理の要望があります。以前からどがんかならぬとですかという話をしながら言うんですけれども、一向に、お金がないということで取り組みがなされないような状況なんです、何かやっぱり知恵を絞っていただいて、何か今までと違ったような取り組みをしていただきたいと思っているんですけれども、その辺について、今ちょっと違う方向で何か考え方があるかないか、今のまま、そのままでいくのかどうかというのを、ちょっと何か大ざっぱでいいんですけれども、ちょっと。何か前、例えば集落に頼んでボランティアみたいな形でやっていただくとかいう話もあったじゃないですか。そういった取り組みあたりもちょっと聞かせていただければと思ってですね。

○高永道路保全課長 草刈り等につきましては、交通量の少ない道路につきましては、年に1回ぐらいの今予算が張りつけられるだけでございます。したがって、草刈りについての要望は非常に多いわけです。それで、これを回避するための取り組みとしては、これはもうここ数年、芦北のほうで地元の自治会等に委託してするやり方があっております。これにつきましては試行的にやられたわけなんですけれども、高齢化等の問題で、1年目、2年目、3年目と、だんだん受けてくれる自治会が減ってきているような状況にあります。試行としてこれを眺めておりますけれども、これを全県下に今少しでも広げられるかどうかは、もう少しちょっと様子を見る必

要があるのかなと思っております。

あと、ロードクリーンボランティアあたりで、地元の道をなるべくやっていただきたいということで、積極勧誘を働きかけている状況でございます。

それと、あと、道路管理者としての努力として、これまで除草剤につきましては慎重に使ってきたわけなんですけれども、試行期間を通じて、ある程度効果があるという判断をいたしましたので、今年度から除草剤による除草をこれまで以上に積極的に使い始めた状況でございます。

今後、お金のない中で何とか地元の要望に応えられるように、いろんな取り組みについて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○増永慎一郎委員長 まあ、前からよくこの話は私しているんですけれども、もう1つ、今、鳥獣被害で、イノシシが餌をこうやって掘った土砂が道路の横のところにたまって、もう道路の幅が物すごく、何というか、狭くなっているという箇所も物すごくあるんですよ。ですから、そういった除草もそうなんですけれども、そういった部分もありますので、やっぱり通らないといっても地元の人たちは使われてますので、その辺も今までよりは荒れた状態が、何というか、ひどくなっているんです、今までよりもですね。ですから、その辺もちょっと加味していただいて、やっぱりそれぞれの振興局の土木部あたりにはきちんと指示をされて使いやすいような形になるように、もうちょっと取り組んでいただきたいというふうに要望しておきますので、よろしく願いします。

あと、以上、何かありませんかね。

なければ、これで第5回建設常任委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前10時55分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する  
建設常任委員会委員長